

宮崎公立大学学部長の選考等に関する規程

平成20年12月1日

規程第101号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学人文学部長（以下「学部長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に学部長候補者（以下「候補者」という。）の選考を行う。

- (1)学部長の任期が満了するとき。
- (2)学部長が辞任を申し出たとき。
- (3)学部長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了前1月までに、同項第2号又は第3号に該当する場合においては辞任の申し出があったとき又は欠員となったときから1月以内に行う。

(候補者の選考及び決定)

第3条 学長は、候補者を宮崎公立大学の教授（教授予定者を含む。）のうちから選考し、理事長に推薦するものとする。

2 理事長は、前項の推薦に基づき、学部長を任命するものとする。

(任期等)

第4条 学部長の任期は2年とする。但し、学部長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学部長は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、地方独立行政法人法第20条及び第73条の規定によって平成19年4月1日に理事長により任命された学部長の任期は、平成21年3月31日までとする。